開発事業（変更）審査申出書に対する回答書の一覧表（サンプル）

| 担当課 | 担当課の意見回答 | 開発事業者の処理 |
| --- | --- | --- |
| 都市局都市計画課  令和●年●月●日  　第●●号  （一部変更）  令和●年●月●日 | 都市計画法第29条の開発許可を得ること（区画・形質の変更あり）。  神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第2条第1号アの事業に関する手続きを行うこと。  神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第13条の開発承認を受けること。  計画内容に変更が生じる場合は、開発事業計画一部変更手続きを行うこと。  下記協議先各課にて回答を得ること。  協議確認先  ・建設局道路計画課　　　　　　　・消防局警防部警防課　　　　・建築住宅局建築指導部建築調整課  ・建設局下水道部計画課　　　　　・環境局業務課　　　　　　　・水道局配水課  ・建設局河川課　　　　　　　　　・建設局防災課　　　　　　　・文化スポーツ局文化財課  ・建設局公園部魅力創造課　　　　・建設局垂水建設事務所  主な関係法令  　・宅地造成及び特定盛土等規制法　・道路法    令和●年●月●日付開発事業審査申出書第●●●●●号の所見に同じ。  下記協議先各課にて再度回答を得ること。  変更後の計画で住民説明を行うこと。  協議確認先  ・建設局道路計画課　　　　　　　・建設局防災課　　　　　　　・環境局業務課  ・建設局下水道部計画課　　　　　・建設局垂水建設事務所 | 都市計画法第29条の開発許可を得ます。  神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第2条第1号アの事業に関する手続きを行います。  神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第13条の開発承認を受けます。  計画内容に変更が生じたため、開発事業計画一部変更手続きを行いました。  下記協議先各課にて回答を得ました。  協議確認先  ・建設局道路計画課　　　　　　　・消防局警防部警防課　　　　・建築住宅局建築指導部建築調整課  ・建設局下水道部計画課　　　　　・環境局業務課　　　　　　　・水道局配水課  ・建設局河川課　　　　　　　　　・建設局防災課　　　　　　　・文化スポーツ局文化財課  ・建設局公園部魅力創造課　　　　・建設局垂水建設事務所  主な関係法令  　・宅地造成及び特定盛土等規制法　・道路法  了解しました。  下記協議先各課にて再度回答を得ました。  変更後の計画で住民説明を行いました。  協議確認先  ・建設局道路計画課　　　　　　　・建設局防災課　　　　　　　・環境局業務課  ・建設局下水道部計画課　　　　　・建設局垂水建設事務所 |
| 建設局道路計画課  令和●年●月●日  　神建道計第●●号  （一部変更）  令和●年●月●日  　神建道計第●●号 | 次の条件（意見）を付けて同意します。  神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第12条の協議　■要  １．公共施設（道路・水路）との境界が確定していない場合は、開発事業区域内及び開発事業区域に関連する周辺の公共施設（道路・水路）の境界・区域明示を受けること。  ２．開発事業区域内及び開発事業区域に接して公共施設（道路・水路）が存在する場合は、必要に応じて関係者の同意を得て、付け替え又は拡幅整備を行い、従前の機能を確保すること。  また、下記の点に留意し、都市計画法第32条・神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第12条に基づく協議等を行うこと。  ①開発事業区域東側に接する道路は、対側道路境界線を確認のうえ、中心後退3.0ｍ以上で拡幅整備すること。  ②開発事業区域南側に接する水路敷きについては、売払いを検討すること。  ・・・  ３．開発事業区域内に新設する行き止まり道路は帰属を受けませんが、管理者を定め、都市計画法第29条に基づく審査及び、神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第12条に基づく協議等を行うこと。  　　①開発事業区域内に新設する道路の幅員については、道路に面する宅地の駐車場の出入り口部が、10戸以下の場合は有効幅員4.0ｍ以上で、11戸以上の場合は道路幅員6.0ｍ以上かつ有効幅員5.0ｍ以上で整備を行うこと。  ・・・  令和●年●月●日神建道計第●●号の回答に同じ。  当初回答と一部変更の回答が全く同じ場合は左記のように省略して問題ありませんが、文言が変わる箇所がある場合は、担当課の意見回答を省略せずに記載してください。 | 了解しました。  神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第12条の協議を行いました。（令和●年●月●日）  １．令和●年●月●日付で、道路の境界明示済みです。  開発許可申請時点で完了している処理は過去形で具体的に記載してください。  境界明示なのか、区域明示なのか明確にしてください。  ２．開発事業区域内及び開発事業区域に接して公共施設（道路・水路）が存在するので、関係者の同意を得て、拡幅整備を行い、従前の機能を確保します。  また、下記の点に留意し、都市計画法第32条・神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第12条に基づく協議等を行いました。  実際に計画している内容を記載してください。  ①開発事業区域東側に接する道路は、対側道路境界線を確認のうえ、中心後退3.0m以上で拡幅整備します。  ②開発事業区域南側に接する水路敷きについては、売払いを受けます。  検討が必要な項目は、検討結果を記載してください。  ・・・  ３．開発事業区域内に新設する行き止まり道路は神戸市が帰属を受けない旨は理解しました。管理者を定め、都市計画法第29条に基づく審査及び神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第12条に基づく協議等を行いました。  　　①開発事業区域内に新設する道路の幅員については、道路に面する宅地の駐車場の出入り口部が、10戸以下のため、有効幅員4.0ｍ以上で整備を行います。  実際に計画している内容を記載してください。  ・・・  令和●年●月●日神建道計第●●号の回答に対する処理に同じ。 |
| 建設局下水道部計画課  令和●年●月●日  　神建下計第●●号  （一部変更）  令和●年●月●日  　神建下計第●●号 | 次の条件（意見）を付けて同意します。  神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第12条の協議　■否  【汚水排水】  ・接続ます（取付管を含む）を新設・撤去・移設する場合は、「承認工事」（申請者の費用負担で行う工事）として施工してください。  「取付管・接続ます新設工事施工承認申請書」を、神戸市下水道排水設備指定工事店を通じて、建設局下水道部管路課改善担当へ申請してください。  開発完了検査時に、「取付管・接続ます新設工事完成検査合格通知書」の写しを当課に提出してください。  【雨水排水】  ・開発区域の地形に従い、流域変更が生じないようにしてください。  ・宅地から道路側溝（承認道路側溝を含む）や水路等へ接続する箇所の雨水排水施設について、管種、管径、勾配等を明示した計画平面図、構造図と流量計算書を提出し、当課の同意を得てください。  【特記事項】  ・公共下水道の布設に伴う道路占用については、占用位置、埋設深さ等を、道路管理者と事前調整のうえ、当課と協議してください。  ・開発区域及び開発関連区域において、道路形状を変更するなどで、公共下水道の人孔蓋等の改築が必要となる場合は、当課に下水道法16条申請をしてください。交差点が新設されることにより、蓋の交換が必要となるものを含みます。  ・・・  令和●年●月●日付神建下計第●●号の回答通りとする。  同意図面に変更が生じる場合は、図面変更の手続きを行うこと。  ・・・ | 了解しました。  了解しました。  【汚水排水】  ・接続ます（取付管を含む）を新設・撤去・移設するため、「承認工事」（申請者の費用負担で行う工事）として施工します。  「取付管・接続ます新設工事施工承認申請書」を、神戸市下水道排水設備指定工事店を通じて、建設局下水道部管路課改善担当へ申請します。  開発完了検査時に、「取付管・接続ます新設工事完成検査合格通知書」の写しを下水道部計画課に提出します。  開発事業者の処理の欄では「当課」や「本市（当市）」という表現を使用しないでください。  【雨水排水】  ・開発区域の地形に従い、流域変更が生じないよう計画しました。  ・宅地から道路側溝（承認道路側溝含む）や水路等へ接続する箇所の雨水排水施設について、管種、管径、勾配等を明示した計画平面図、構造図と流量計算書を提出し、下水道部計画課の同意を得ました。（令和●年●月●日）  【特記事項】  ・公共下水道の布設に伴う道路占用については、占用位置、埋設深さ等を、道路管理者と事前調整のうえ、下水道部計画課と協議しました。  ・開発区域及び開発関連区域において、道路形状を変更するなどで、公共下水道の人孔蓋等の改築が必要となるため、下水道部計画課に下水道法16条申請をします。交差点が新設されるため、蓋の交換をします。  了解しました。  了解しました。  ・・・  ・・・ |